

イヤーキャンドル講師養成コース受講契約書

参加者 (以下「甲」という) と日本イヤーキャンドル協会 (以下「乙」という) は、乙が行うイヤーキャンドル講師養成コースの受講において以下の通り契約する。

第1条 乙は甲より提供を受けた個人情報的一切第三者に開示または漏らしてはならない。

第2条 乙は、本契約のイヤーキャンドル講師養成コースを受講した者に講師資格証を発行する。

第3条 甲は乙から講師資格証が授与されるまでは乙の提供するイヤーキャンドルを使った講師の業務を開始することを禁止する。万が一、甲が乙の資格証を取得せずに乙の提供するイヤーキャンドルを使った講師の業務を行った場合、乙は甲にイヤーキャンドルの販売を中止し、それに伴う一切の責任を甲が負うものとする。

第2項 乙から講師資格証を取得した場合、甲は乙から提供を受けたイヤーキャンドルを販売することができる。

第4条 甲が乙の販売するイヤーキャンドルにおいて火災や火傷などの事故や怪我等を第三者に負わせた場合でも乙は一切責任を負わない。

第5条 イヤーキャンドル資格コースの受講料の支払いは、申し込みと同時に全額支払うものとする。

第2項 乙が乙の責任においてコースをキャンセルした場合は、受け取った費用を全額甲に返金するものとする。

第3項 甲がコースをキャンセルする場合は、コース開始日の15日前の場合、コースに係る費用の30%をキャンセル料として甲が乙に支払うものとする。コース開始日の15日以降にキャンセルした場合はコース費の100%をキャンセル料として、甲が乙に支払うものとする。

第6条 甲は乙の承諾を得ず、乙のイヤーキャンドルを使った資格コースに関する内容を第三者に指導等を行うことを禁止する。

第2項 乙の承諾なしに甲が前項の指導を行った場合、乙は甲のイヤーキャンドル資格証を無効とし速やかに甲は乙に資格証を返還し、乙はイヤーキャンドルの販売を中止するものとする。また、これにより被った乙の損害を甲が負担するものとする。

第7条 講習会参加者に資格証を発行するのは乙とし、甲は参加者1名ずつに対して資格証の発行を乙に依頼し、甲は1名につき金5,000円+消費税を支払い、乙から資格証を受け取る。

第2項 講習会参加者に資格証を発行できるのは乙のみとし、万が一、甲が乙の承諾なしに資格証を発行した場合、甲の講師資格認定を取り消し、甲は乙に速やかに講師資格証を返却することとする。

第3項 前項により発生するいかなる責任も、乙は負わない。

第8条 この契約の各項に疑義が生じた場合及びこの契約書に定めがない事項については、信義則および関係法令に基づき、甲・乙協議し円滑に解決するものとする。

第9条 本契約から発生する紛争についての第1審の管轄裁判所を乙の住所地の管轄する裁判所とする。

年 月 日

(甲) 住所

氏名

⑨

(乙) 住所 島根県出雲市大社町杵築南 1 1 9 5

名称

日本イヤークャンドル協会

代表理事 安部 紀江 ⑨